

— 労災保険率表（令和6年4月1日現在） —

令和6年度版

労働保険料等の算定基礎となる賃金早見表（例示）

事業の種類	番号	事業の種類	労災保険率	
林業	02又は03	林業	52/1,000	
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18/1,000	
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰石鉱業	88/1,000	
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000	
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	
	25	採石業	37/1,000	
	26	その他の鉱業	26/1,000	
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
32		道路新設事業	11/1,000	
33		舗装工事業	9/1,000	
34		鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5/1,000	
38		既設建築物設備工事業	12/1,000	
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	
37		その他の建設事業	15/1,000	
製造業		41	食料品製造業	5.5/1,000
		42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	
	47	化学工業	4.5/1,000	
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	
	66	コンクリート製造業	13/1,000	
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5/1,000	
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5/1,000	
	53	鋳物業	16/1,000	
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	9/1,000	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	6.5/1,000	
	55	めっき業	6.5/1,000	
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5/1,000	
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4/1,000	
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5/1,000	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	
	61	その他の製造業	6/1,000	
	運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
		72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5/1,000
		73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9/1,000
74		港湾荷役業	12/1,000	
電気、ガス、水道、又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	
	94	その他の各種事業	3/1,000	
		90	船舶所有者の事業	42/1,000

賃金総額に算入するもの	賃金総額に算入しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○基本給・固定給等基本賃金 ○超過勤務手当・深夜手当・休日手当等 ○扶養手当・子供手当・家族手当等 ○宿、日直手当 ○役職手当・管理職手当等 ○地域手当 ○住宅手当 ○教育手当 ○単身赴任手当 ○技能手当 ○特殊作業手当 ○奨励手当 ○物価手当 ○調整手当 ○賞与 ○通勤手当 ○定期券・回数券等 ○休業手当（労働基準法第26条の規定に基づくもの） ○雇用保険料その他社会保険料（労働者の負担分を事業主が負担する場合） ○住居の利益（社宅等の貸与を受けない者に対し均衡上住宅手当を支給する場合） ○いわゆる前払い退職金（労働者が在職中に、退職金相当額の全部又は一部を給与や賞与に上乘せするなど前払いされるもの） ○社会保険適用促進手当（短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために支給するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ○休業補償費（業務災害、通勤災害に係るもの） ○結婚祝金 ○死亡弔慰金 ○災害見舞金 ○増資記念品代 ○私傷病見舞金 ○解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づくもの） ○年功慰労金 ○出張旅費・宿泊費・赴任手当等（実費弁償的なもの） ○制服 ○会社が全額負担する生命保険の掛金 ○財産形成貯蓄のため事業主が負担する奨励金等（労働者が行う財産形成貯蓄を奨励援助するため事業主が労働者に対して支払う一定の率又は額の奨励金等） ○創立記念日等の祝金（恩恵的なものでなく、かつ、全労働者又は相当多数に支給される場合を除く） ○チップ（奉仕料の配分として事業主から受けるものを除く） ○住居の利益（一部の社員に社宅等の貸与を行っているが、他の者に均衡給与が支給されない場合） ○退職金（退職を事由として支払われるものであって、退職時に支払われるもの又は事業主の都合等により退職前に一時金として支払われるもの）

— 雇用保険率表（令和6年4月1日現在） —

事業の種類	令和5・6年度共通（確定・概算保険料の計算に使用）		
	①	②	①+②
	被保険者負担率	事業主負担率	保険率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。